



広報 ところざわ 号外 埼玉県知事選挙

8.10

編集・発行：所沢市役所総合政策部秘書広報課
〒359-8501・埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
☎042(998)9024・FAX042(994)0706
ホームページアドレス
<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>
テレホンガイドところざわ ☎0120(432)834

投票時間は午前7時～午後8時です

投票日のおでかけは、
投票所経由で！



開票速報はインターネットで！

●ホームページアドレス

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>

◎午後9時から始まる開票の状況を掲載します。

今後の県政を担う人を決める大切な選挙です。私たち一人ひとりの貴重な一票をむだにしないで、みんなで投票しましょう！
この号外では、今回の埼玉県知事選挙についてお知らせします。

※問い合わせ 所沢市選挙管理委員会事務局
☎998-9259・FAX998-9042

埼玉県知事選挙

投票日は8月31日(日)です

◆告示：8月14日(木)

所沢市で投票できる方

①次の2つの要件を備えていて、所沢市の選挙人名簿に登録されている方が投票できます。
年齢要件 昭和58年9月1日までに生まれた方

住所要件 平成15年5月13日までに転入の届け出をし、引き続き所沢市の住民基本台帳に記載されている方

②平成15年4月30日以降に、所沢市から県内の他市区町村へ転出した場合、まだ所沢市の選挙人名簿に登録されている方は、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されない限り所沢市で投票できます。ただし、投票する際に、転出先の市区町村が発行する「引き続き埼玉県区域内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」を提示しなければなりません。

なお、更に他の市区町村へ転出すると所沢市では投票できません。③平成15年4月30日以降に、県内の他市区町村へ転出した方には、投票の方法などをお知らせするはがきを郵送しますので、次のいずれかの方法で投票してください。

●投票日の当日、郵送されたはがきをお持ちになり、所沢市の指定の投票所で投票してください。

●郵送されたはがきをお持ちになり、告示日から投票日前日までの間に

所沢市の不在者投票所で投票してください。

●裏面に掲載している「滞在地で投票する場合」でも投票できますが、郵送に日数がかかりますので、お早めに請求してください。請求は、告示日以前から受け付けます。

④平成15年8月1日以降に所沢市内で転居の届け出をした方は、前住所地の投票所で投票してください。

県内の他市区町村で投票できる方

平成15年5月14日以降に所沢市に転入の届け出をした方は、まだ所沢市の選挙人名簿には登録されていませんので所沢市では投票できません。

しかし、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、元の市区町村で投票できます。ただし、投票する際に所沢市長が発行する「引き続き埼玉県区域内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」を提示しなければなりません。
選挙人名簿の登録の有無については、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票できない方

①平成15年4月29日以前に市外へ転出した方

②投票日までに県外へ転出した方

投票所入場券

二つ折りのはがきで郵送します。開封した内側に、ご家族4人までの投票所入場券を記載しています。ご家族が5人以上になる世帯には、2枚以上のはがきが届きます。

投票にお出かけになる前に切り離し、名前をよく確かめて、ご自分の入場券を投票所にお持ちください。

この入場券は、投票所などのお知らせや投票が円滑に行えるようにするためのものです。入場券に記載されている投票所(所在地の略図を参照してください)以外では投票できませんのでご注意ください。

投票を忘れずに!



入場券が届かなかったり、なくしたりした場合は、投票日および不在者投票日に投票所の係員に申し出てください。選挙人名簿に登録されていれば再発行します。

投票と開票

投票日時 8月31日(日)午前7時～午後8時
開票日時 8月31日(日)午後9時～
開票場所 市立明峰小学校体育館北有楽町26-20)

投・開票経過と投・開票結果

投・開票経過や結果のお問い合わせは、次の場所へお願いします。

●テレホンガイドところざわ

☎0120-432-834(投・開票速報番号：766)

●所沢市のホームページ

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>

●所沢市選挙管理委員会事務局

☎998-9259

◎開票所(市立明峰小学校体育館)へのお問い合わせはご遠慮ください。

選挙公報のこあんない

埼玉県知事選挙立候補者の選挙公報は、立候補者届出(8月14日)終了後に印刷を行い、8月24日(日)付けの新聞(朝日・毎日・読売・産経・東京・日本経済・埼玉)の朝刊に折り込む予定です。なお、以上の各紙を宅配購読されていない世帯には、選挙管理委員会から郵送します。

また、選挙公報は各出張所などにも備え置きますのでご覧ください。

投票所に入ったり出たりできる方について

投票所については、秩序を保持するために、投票所に入ったり出たりできる方の制限が法で定められています。

投票所の入口には、投票所に入ったり出たりできる方として、1 選挙人、2 投票所の事務に従事する者、3 投票所を監視する職権を有する者、4 警察官、5 幼児その他投票管理者が認められた者」と記載された掲示板を設置しています（左図参照）。

幼児は、一般的に未就学児にあたりますが、「記載台に顔が出ない程度」を一つの目安にして、選挙人が同伴し投票所内に入ったり出たりすることが認められています。

なお、それより少し大きい子どもについては、投票所の出入口付近で待機していただくようお願いいたします。

また、不在者投票所では椅子を設けていますので、座ってお待ちいただくこととなります。これは「投票の秘密」を確保しなければならぬからです。

投票所入口の掲示板と投票所内の様子

- 投票所に入ったり出たりできる者**
- 1 選挙人
 - 2 投票所の事務に従事する者
 - 3 投票所を監視する職権を有する者
 - 4 警察官
 - 5 幼児その他投票管理者が認められた者



そこで待っていてね!

不在者投票

旅行の前に、不在者投票を忘れずに!



投票日当日、次のような理由で投票所に行けない見込みの場合は、不在者投票ができます。

- ◆ 投票日に仕事を予定している場合
- ◆ レジャーや買い物等、私用のためご自分の投票区の区域外へお出かけ、または滞在中の場合
- ◆ 病気・けが・出産等により歩くことが困難な場合
- ◆ 他の市区町村へ転出した場合（表面の条件などがあります）

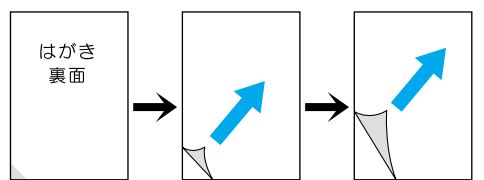
不在者投票の方法

① 市内2か所の不在者投票所で投票する場合
郵送された投票所入場券をお持ちになり、備え付けの不在者投票宣誓書（兼請求書）に必要事項を記入のうえ、投票してください。

不在者投票の会場と期間は、次のとおりです（所沢駅東口臨時不在者投票所の案内は下図参照）。

投票所入場券について

はがきを開くと、ご家族の方の入場券が印刷されています。切り離してお持ちください。



◎ 水に濡れているときは、乾燥させてから開封してください。

通話料無料!

テレホンガイドところざわ
フリーダイヤル **0120-432-834**

【ご利用方法】

- ① 0120-432-834に電話してください。
- ② 案内が流れます。聞きたい項目のガイド番号にダイヤルしてください。

- 761… 寄付の禁止
- 762… 不在者投票
- 763… 不在者投票できる人
- 764… 投票できる人・できない人
- 765… 入場券
- 766… 投票速報・開票速報
- 767… 選挙管理委員会からのお知らせ

ご存知ですか?

代理投票

投票の意思があっても自ら投票用紙に候補者の氏名などを記載することができない場合、その方に代わって各投票所で選任された代理投票補助者が、投票用紙に代筆することが認められている制度を「代理投票」といいます。

代理投票を希望する方は、投票所の係員に申し出てください。事由があること認められた場合、代理者2人（投票用紙に記載する人と正しく記載されたか確認する人）によって代理投票することができます。

また、不在者投票の場合でも「代理投票」ができますので、必要な場合は係員に申し出てください。

◎ 郵便投票の場合は、代理投票が認められていません。

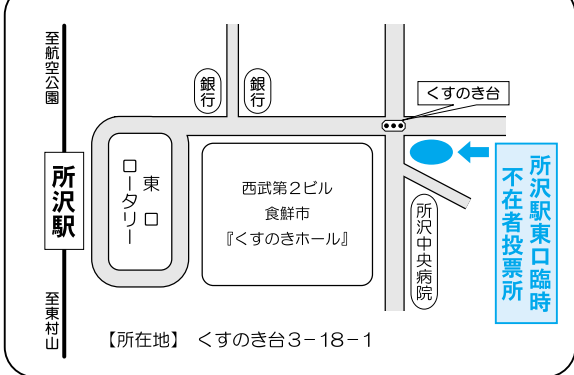
郵便投票

郵便による不在者投票（郵便投票）は、身体に重度の障害があり、外出が極めて困難な方が自宅など現存する場所において投票し、郵便で選挙管理委員会へ送付する制度です。この制度の対象となる方は、身体障害者または戦傷病者のうち公職選挙法施行令第49条の2で定める一定の障害を有する方で、投票の意思があつて、かつ自署できる方に限られます（点字投票や代理投票はできません）。

希望される方は、郵便投票証明書交付申請書に記入のうえ、身体障害者手帳の写しなどを添えて提出してください。該当者には、郵便投票証明書（7年間有効）を発行し、各種選挙ごとに投票用紙などの交付請求について、有無を確認したうえで送付しています。

なお、申請書類や該当する障害の程度などの詳細は、選挙管理委員会事務局（☎ 988-9259）へお問い合わせください。

所沢駅東口臨時不在者投票所案内図



◎ 会場により期間や時間が異なりますので、ご注意ください。

【不在者投票の会場・期間】

- 市役所1階・市民ギャラリー
とき 8月14日(木)～30日(土) / 午前8時30分～午後8時
- 所沢駅東口臨時不在者投票所
(第2市民ギャラリー)
とき 8月23日(土)～29日(金) / 午前9時30分～午後7時

② 滞在地で投票する場合
市外の滞在が長期に渡る場合は、不在者投票宣誓書（兼請求書）に必要事項を記入し、事前に所沢市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求（郵送可）してください。手続きをされた方は、滞在地の選挙管理委員会へ投票することができます。

投票所名が変わりました

■ 第14投票所 / 緑町3-17-2
【旧名称】 公団新所沢団地第2集会所
【新名称】 プラザシティ新所沢けやき通り第3集会所

◎ 郵送などに日数がかかりますので、お早めに請求してください。

③ 指定病院・老人ホームなどに入院・入所している方が投票する場合
院長や園長に申し出て、その施設内で投票することができます。

所沢市内では、次の施設に入院・入所している方が投票できます。

- 【病院】
- ▼ 所沢中央病院
 - ▼ 国立西埼玉中央病院
 - ▼ 市民医療センター
 - ▼ 瀬戸病院
 - ▼ 防衛医科大学校病院
 - ▼ 吉川病院
 - ▼ 所沢第一病院
 - ▼ 所沢リハビリテーション病院
 - ▼ 東所沢病院
- 【老人ホーム】
- ▼ 亀鶴園
 - ▼ 康寿園
 - ▼ 亀令園
 - ▼ ロイヤルの園
 - ▼ 所沢やすらぎの里
 - ▼ 健寿園
 - ▼ 東所沢みどりの郷
 - ▼ 千寿里
 - ▼ 飛鳥野の里
 - ▼ ケアハウスロイヤルの園
- 【その他の施設】
- ▼ 国立身体障害者リハビリテーションセンター